

## 議会活性化特別委員会 委員長報告



議会活性化特別委員会の調査結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、「議会改革について」、「議会活性化について」及び「議会基本条例の検証について」に関することを付議事件として調査研究を進めるため、平成28年3月定例会の本会議において設置されたものであり、議長から指名された委員8名で構成されました。

この度、調査が終了いたしましたので、その結果について会議規則第108条の規定によりご報告申し上げます。

初めに、特別委員会の開催経過についてであります。平成28年3月22日から平成31年3月20日までの間に委員会を17回開催いたしました。

付議事件のうち、まず「議会改革について」ご報告いたします。

全ての議員の共通認識度を図る必要性、及び公平かつ円滑な議会運営の必要性の両観点から、広範囲にわたる申し合わせ事項を「明文化」し、議会運営に欠かすことのできない基本的なルールの現状を洗い出すことが望ましいとの見解に基づき、現状の整理を行い、全議員への周知徹底を図りました。

更に、本特別委員会では、令和元年11月に予定されている改選を見据えた改訂版の構築が必要との議論がなされ、来る18期の議員構成(議員定数及び常任委員会数の減)を想定した「大田原市議会申し合わせ事項(改訂版)」の調査研究を行い、初版をベースに議会基本条例の理念に沿った必要箇所の見直し作業を行いました。

次に、「議会活性化について」ご報告いたします。

本特別委員会では、新庁舎における議会フロアには、新たに様々なシステムが導入されると同時に、新しい構造上の観点から、移転前に様々な角度から議員の使用ルールづくりをすることが必要であり、本件を協議検討することが、議会活性化に繋がります。議会基本条例の議会の運営原則に基づく、公正性、公平性及び透明性の確保に繋がるものと判断し、協議検討することといたしました。

次に、「議会基本条例の検証について」ご報告いたします。

本特別委員会では、本条例が施行されてから3年が経過したため、その協議検討の必要性を認め、議会基本条例第29条(見直しの手続き)「議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかについて、検証するものとする。」に基づき、本条例の達成状況及び今後の方向性等について協議検討することにいたしました。

検討の結果、市民の意見や社会情勢の変化等を問う前に、まず我々17期の議員各位が、議会運営の最高規範としての「議会基本条例」を、現時点でどのように考え、達成の認識度に関して、議員間での温度差はあるのか否か等を確認した上で、更なる協議を進めて行くことが先決ではないのか、との協議がなされました。

そこで、全議員から「評価アンケート」を聴取することとし、本特別委員会でまとめた評価書式に沿った全議員の現時点での達成度の見解と、自由意見を集約し、集計並びに検証結果をまとめることによって、今後(次期18期)に向けた議員として必要な改革活動の取り組みの方向付けと、本条例の改正を含む適切な措置(見直し等)に寄与する下地を作り、まとめ上げました。

最後に、大田原市民は、議会基本条例の制定により、今後の議会改革と更なる活性化に大きな期待を寄せています。

我々議員は、ますます複雑かつ高度化が進む自治体経営の一翼として、多種多様な民意を的確かつスピーディーに反映させ、政策立案や監視機能をより効果的に発揮していくことが求められています。

議員一人ひとりが不断の努力により、より一層の資質向上を努めるとともに、議会の総力を結集して地域民主主義の確立のための議会改革、議会活性化の歩みを進めることによって、市民に更に信頼される開かれた議会を目指していくことを約束いたしました。調査完了の報告といたします。

令和元年 6月27日

議会活性化特別委員会  
委員長 君島 孝明

